

3 要求事項

3.1 一般要求事項

【規格：JISQ15001:2006】

3 要求事項

3.1 一般要求事項

事業者は、個人情報保護マネジメントシステムを確立し、実施し、維持し、かつ、改善し続けなければならない。その要求事項は、箇条 3 で規定する。

【個人情報保護法】

無し。

【マニュアル】

3 要求事項

3.1 一般要求事項

当社は、本規程に定める個人情報保護マネジメントシステムを確立し、実施し、維持し、かつ、改善する。

その要求事項は、箇条 3 で規定する。

【審査時のチェックポイント】

個人情報保護マネジメントシステムは、PDCA モデル（Plan: 計画-Do: 実施-Check: 確認-Act: 見直し）が採用されており、この PDCA サイクルを周期的に継続することにより、事業者の個人情報の保護レベルを上げて行くことが期待されています。

